

出店

出店番号 _____ 番

石垣島マラソン飲食ブース出店申込書

令和 5 年 月 日

石垣市商工会 殿

下記のとおり申し込みいたします。

事業所名

代表者名 _____ (印)

住 所

電話番号

メールアドレス

主な取扱品目

品物名	金額
	¥
	¥
	¥
	¥
	¥

※出店料金 5千円

営業許可
番 号 _____ 八保 _____ 号

石垣市商工会青年部
問い合わせ先 TEL0980-82-2672
申込書送付先 FAX0980-83-4369

念書及び誓約書

出 店(飲食)

提出用

石垣島マラソン事務局
石垣市商工会青年部 殿

石垣島マラソン飲食ブースの「出店」に関する各項を順守いたします。

1. 営業時間等:令和6年1月21日(日) 1日間

(1) 営業時間 1月21日(日) 10:00~16:00 (搬入時間 ~7:30 まで)

(2) 片づけ 1月21日(日) 16:30 ~ (搬出時間 16:30~)

2. 営業場所:中央運動公園敷地内の区切られたスペース内で営業します。

3. その他:

(1) テントは既製品の標準型(2間×4間)を使用し設営・撤去は指示どおり行う。

テント設営については令和6年1月20日(土)で行う。

(2) 後片付け及び周辺の清掃については責任を持って行う。

(3) 出店権利の転売ならびに店貸しは禁止する。

(4) 販売価格を見やすい場所に表示し、適正な価格で販売する。

(5) 交通規制を守り、品物の搬入・搬出は交通規制時間帯以外に行う。

(6) 営業許可を必要とする者は、保健所の臨時営業許可を受けること。

(7) 酒類販売を行う者は、税務署の期限付酒類小売業免許を届け出ること。

(8) 総合食品賠償共済等の保険に加入していること。

(9) 盗難等の事故が発生した場合は、実行委員会はその責任を負わない。

(10) 前売りチケットは禁止とする。

(11) 発電機の使用については、事務局と調整すること。

(12) 消火器を設置すること。(火器を取り扱う事業者)

(13) 飲食料品提供時の容器について、環境保護の観点から紙容器の使用を推奨する。

(14) 指定された場所以外での販売は禁止する。

※上記以外で明確でないものが生じた場合は事務局の指示に従います。

令和 5 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 _____

酒類販売についての誓約書

出店

提出用

石垣島マラソン事務局
石垣市商工会青年部 殿

石垣島マラソンの「出店」として、未成年者飲酒禁止法を遵守し、未成年者と思われるお客様には年齢確認等を実施し、未成年者には酒類を販売いたしません。

上記の事項を遵守履行し、万が一、故意もしくは過失による違反等が判明した場合には、石垣島マラソン出店業者としてすべての責任を負い、石垣島マラソン事務局及び石垣市商工会青年部には一切責任がないことに同意いたします。

【 飲酒年齢と身体への影響について 】

大正 11（1922）年 4 月 1 日に施行された未成年者飲酒禁止法に基づき、日本では飲酒は満 20 歳から、となりました。

それは、身体の発育への影響を考慮し、さらに満 20 歳は、自己責任が取れる立場、措置に代理人が必要ないことなどによります。発育と社会性の両面から日本では 20 歳からが飲酒可能な年齢として決められました。

令和 5 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 沖縄県石垣市